給与所得者等再生による再生手続開始

平成２１年（再ロ）第８号
茨城県取手市井野団地１番13―303号
再生債務者　武藤　純夫
1　決定年月日時　平成22年３月26日午前11時30分
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年４月16日まで
4　一般異議申述期間　平成22年４月30日から平成22年５月７日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

平成２２年（再ロ）第４号
山形県天童市大字奈良沢乙328番地10
再生債務者　加藤　　登
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年４月22日まで
4　一般異議申述期間　平成22年５月６日から平成22年５月20日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（再ロ）第１２号
埼玉県戸田市下戸田１丁目１番２―105号
再生債務者　源間　　満
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前11時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年４月22日まで
4　一般異議申述期間　平成22年５月６日から平成22年５月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２２年（再ロ）第４号
秋田県大仙市豊岡字大堀野南原77番地３
再生債務者　髙田　明弘
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年４月23日まで
4　一般異議申述期間　平成22年５月７日から平成22年５月21日まで
秋田地方裁判所大曲支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２１年（再ロ）第２８号
堺市堺区中三国ケ丘町１丁３番５―７号
再生債務者　岩澤こと　岩沢　紀子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年３月18日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年４月22日まで
平成22年３月25日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２１年（再ロ）第３１号
青森県下北郡大間町大字大間字冷水51番地35
再生債務者　駒井　和人
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年３月17日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年４月23日まで
平成22年３月26日
青森地方裁判所民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第１２号
秋田県横手市増田町増田字下川原52番地１
再生債務者　川村　宜之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年３月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年３月25日　秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（再ロ）第９号
福島県須賀川市堀底町80番地１第２パークハウスＡ―101号
再生債務者　真壁真由美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年３月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年３月25日
福島地方裁判所郡山支部再生係

平成２１年（再ロ）第１７号
堺市東区日置荘西町１丁９番22号、申立時の住所堺市東区北野田28番地２　リバーサイドビル北野田502号
再生債務者　葛城伸一郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年３月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年３月25日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２１年（再ロ）第８号
佐賀県小城市小城町畑田1851番地13
再生債務者　深堀　貞浩
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年３月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年３月25日
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（再ロ）第２号
熊本市西原１丁目11番45―902号
再生債務者　岳元　幸夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年３月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年３月25日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（再ロ）第４７号
宮城県亘理郡山元町山寺字小谷地99番地12
再生債務者　米谷　　学
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年３月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年３月26日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２１年（再ロ）第６号
山形県鶴岡市砂田町14番１号
再生債務者　五十嵐秀夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年３月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年３月26日　山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（再ロ）第４号
兵庫県豊岡市江本３番地の10
再生債務者　牧　　照晃
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年３月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年３月26日
神戸地方裁判所豊岡支部再生係

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成２１年（再ロ）第２２号
山形県東根市神町営団大通り46―12号
再生債務者　石山恵子こと　宋　　恵子
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条２号に定める事由がある。
平成22年３月25日　　山形地方裁判所民事部

独立行政法人国立印刷局の年度計画（平成22年度）の公表について

独立行政法人通則法第31条第１項の規定に基づき、独立行政法人国立印刷局の年度計画（平成22年度）を定め、財務大臣に届け出ましたので公表します。
なお、詳細については、ホームページ（http://www.npb.go.jp/）により公表します。
平成22年４月５日
独立行政法人国立印刷局
理事長　南木　　通
1．財務大臣への届出　平成22年３月29日

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構千葉地域支社公告第１号

平成22年３月22日に執行した佐倉都市計画事業寺崎特定土地区画整理審議会委員選挙の当選人を、下記のとおり定めたので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第35条第５項の規定に基づき、公告する。
平成22年４月５日
独立行政法人都市再生機構千葉地域支社
地域支社長　木村　重夫
記
宅地の所有者のうちから選挙される委員の当選人

氏　名	住　所
飯髙　治光	千葉県佐倉市寺崎2740番地
市原　　徹	千葉県佐倉市寺崎2789番地
永野　文雄	千葉県佐倉市寺崎2768番地
成毛荘一郎	千葉県佐倉市寺崎2619番地
根本　義政	千葉県印西市師戸1133番地
升ノ内行雄	千葉県佐倉市寺崎2984番地
密本　　馨	千葉県佐倉市寺崎1712番地
密本　照美	千葉県佐倉市寺崎1717番地